

の当たりにする日々でした。自分自身の妊娠出産の体調の変化、産後うつを経験、子ども達への声掛け、夫とのコミュニケーション方法、はたまた次は更年期が近づいている、などなど……人生どのステージに立っていても身体と性、人権の問題は形を変えながらついて回ると実感しています。だからやっぱり一生かけて包括的性教育を学び続ける必要があると感じていたところへの、よし子さんからの誘い。乗らない手はない！と今に至ります。私たちもまた、他の性教育講座に参加したり、本や新聞の力を借りて絶賛勉強中です。知り得た根拠のある情報は参加者の皆さんと共有し、互いに深めている最中です。

生きやすい優しい地域になりますように 緩やかに繋がりを目指して

もう一つ、大切なポイントがあります。開催の場であるぽかぽか茶屋というコミュニケーションカフェの存在です。ぽかぽか茶屋、ここは市原野、岩倉地域の方のみならず、いろんな場所からその独特な癒し空間と温かい人の繋がりを求めてお客様がい

らつしやる場です。地域の高齢者の憩いの場所でもあり、幅広い世代の方と交流できます。温かな対話に、SNSでは感じられない優しい繋がりの心地よさがあります。顔が見える対話だから信頼でき、自然と相談しやすい空間になっています。だからこそ、この場で性教育をすることに意味があると考えました。何か困ったことがあったなら「あ、あの人に聞いてみよう」の顔が浮かべて欲しいし、一緒に考えたい。地域の緩やかな繋がりに、様々な問題の解決の糸口が見つかる気がしています。顔の见えない、寛容さを忘れた社会には必ず無理難題な争いが生じます。平和を願う実現するために、信頼できる人の輪を広げる、そんな勉強会になればいいと、ぽちぽち性(生)教育の会、ぽちぽち継続していきたいです。

参考資料

1. 『バザールカフェ ばらばらだけど共に生きる場をつくる』 狭間明日実 佐々木結 松浦千恵 野村裕美 マーサ メンセンデイク 白波瀬達也著 学芸出版
2. 『10歳までに知っておきたい 子どもの一生を守る「からだ・こころ・権利」の話 自分とまわりの人を大切にできる力を育てます』やまがたてるえ 渡邊安衣子著 青春出版者

総論

性の健康と権利を保障する 包括的性教育(CSE)

～バッシングを乗り越え人権教育として普及させるために～

関口 久志

元京都教育大学教授

一般社団法人「人間と性」教育研究協議会幹事

1 はじめに 性を学ぶ権利保障

人間にとって、学ぶことは憲法にもある重要な権利です。養育者や行政は子どもたちに学ぶ権利を保障する義務を負っています。しかし、性の面ではどうでしょう？ わかっているけど「できない」「避けてきた」という方がほとんどで、学校でも同様ではないでしょうか。その原因は、おとな自身がともに性を学ぶ機会がなかったためです。

学ばないからトランプ大統領のように「性別は男性と女性だけ」とか、「選択的夫婦別姓」に反対する自民党右派議員のように「夫婦・家族同姓は日本の伝統」(じつは明治民法以降のみ)とか、事実と人権の進歩を認識しない発言が恥ずかしげもなくできるのです。

性の学びは、人権を基盤に幸せ(ウエルビーイング)な人間関係(社会)を築くためにあります。筆者は近代的セクシュアリティ教育で、三つの柱を立てています。まず「性を肯定することです。大切な人権としてポジティブに捉えて「恥ずかしい」とか「卑猥」というマイナスイメージを払拭し

う。次に「性を科学で見る」ことです。ネットや巷の情報にはウソや危険な情報が入り混じっています。科学という事実・現実・真実に即して正確な情報で判断しましょう。最後に「性の多様性を尊重すること」です。顔やからだが違うように性の幸せの形は百人いれば百通り、個々の違いを尊重しましょう。この多様性尊重はLGBTQ+だけでなく全ての人に当てはまります。

世界をみると、ユネスコなどが共同作成した性教育指針『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（以下『ガイダンス』）が普及して、幼児期からの包括的性教育が実施されています。

2 包括的性教育とは

包括的性教育とは、「ジェンダー平等」「性の多様な性尊重」の性的権利保障の立場で、互いのセクシュアリティの尊厳をまもり合う人間関係（社会）を築くことを目指すものです。その指針は、〇九年にユネスコ（国連教育科学文化機関）が中心になってまとめ、一八年に改訂された『ガイダンス』に示され

ています。具体的には（１）人間関係（２）価値観、人権、文化、セクシュアリティ（３）ジェンダーの理解（４）暴力と安全確保（５）健康と幸福のためのスキル（６）人間のからだと発達（７）セクシュアリティと性的行動（８）性と生殖に関する健康——の八つの柱があり、相互に関連して年齢層に区分して学習内容が掲げられて、子どもたちの成長や発達に沿って課題に取り組みます。

「包括的」には学習者の学ぶ権利を保障するため「すべてを含む」という意味があります。それは、性の学びを「限定的」にして抑制する「禁欲主義（abstinence only）」教育に対抗する意味も含まれています。日本のこれまでの性教育も禁欲主義の枠内で、「純潔教育」など家父長的道德規範を温存してきたのが特徴です。そのため包括的性教育の普及も先進諸国から二〇年～三〇年遅れています。

3 遅れる日本の性教育

日本の遅れの象徴が「学習指導要領」でのいわゆる「はどめ規定」です。小学校五年生理科と中学校

一年生保健体育科で、人間誕生の科学的メカニズム

である性交の扱いを限定して事実上禁止しています。先進国では例をみない、何の科学的根拠もない規定で、日本世論調査会二〇二三年九月調査では「はどめ規定をなくすべき」が八八%となっています。

しかしこの「はどめ規定」は「性教育バッシング」に「違反」「過激」と都合よくつかわれました。「性教育バッシング」とは、一九九二年から、まず旧統一協会（現世界平和統一家庭連合）が「新純潔教育」を掲げて始まり、その後二〇〇二年頃から自民党旧安倍派などの一部保守政治家や一部メディアを巻き込んで大規模化した性教育に対する批判キャンペーンです。もっとも重大であったのが二〇〇三年東京「七生養護学校（当時）事件」でしたが、教職員と保護者が二〇〇五年五月に東京地裁に提訴して、二〇一三年にバッシング加害側の都議や都教委を違法と断罪する裁判結果が確定しています。しかし、教育現場での性教育実践の萎縮・停滞・後退モードは続き、子どもたちの包括的性教育を学ぶ権利は侵害され続けています。結果的に日本の性教育の時間は少なく、扱う内容も思春期の心身の変化や生命誕生（性

交抜き）などに限定されがちです。

日本財団による二〇二二年「一八歳意識調査」第三九回「性行為」（全国一七歳～一九歳の男女一、〇〇〇人対象）では、学校性教育について「抽象度が高いと思う」（六五・六%）、「避妊方法を具体的に知りたかった」（五八・一%）、「現在抱える問題や悩みに適合していない」（五二・一%）、「知っていることばかりだった」（四七・五%）、「性についてネガティブな印象を受けた」（三八・二%）、「となってニーズに对应していないことがわかります。同調査で「学校の性教育でもっと深めてほしかった内容は？」の質問項目では、「恋愛や健康な性的関係に関する知識」（四〇・九%）が最多で、以下「性的反応の仕組みや性行為（セックス）に関する知識」（三七・六%）、「ジェンダー平等に関する知識」（三七・一%）、「性的虐待やデートレイプなど性にまつわる暴力やからだの保全に関する知識」（三一・六%）、「性的行動における意思決定、拒否方法などに関する知識」（三一・五%）が上位に挙がって、「はどめ規定」を含む現行学習指導要領への批判となって、もっと人間関係やジェンダー平等、安全な性行動に踏み込むことを望

んでいることがわかります。

4 話題になった性暴力事件から

学びの不足を露呈した近年話題になった性暴力事件を見ていきましょう。日本中に衝撃を与えた故ジャニー喜多川氏による性加害事件と、かつてその旧ジャニーズ事務所に所属していた元タレントの中居正広氏の衝撃を与えた性加害事件がありました。

中居氏の件で調査にあたった第三者委員会は、報告書で「元タレントの中居正広氏の行為は、同社元社員の女性アナウンサーへの『性暴力による重大な人権侵害』で、『圧倒的な権力格差』のもと『業務の延長線上』で起きた」と断定して、「フジテレビは人権意識に欠け、被害者を守らず、中居氏の出演を継続するなどしたことは二次加害だ」と判断しました。報告書では「社員やアナウンサーが性別・年齢・容姿などに着目して呼ばれる会合が開かれていた」「女性是一段低く見積もられたり、モノ化されたり」とするとジェンダーバイアスも指摘しています。このような体質は学びの少ない日本の社会全体に蔓延して

います。他にも『週刊文春』に性加害を報じられたタレントの松本人志氏。強制わいせつ容疑で書類送検された沖縄県南城市長。性加害を訴えられて失職した前的大阪府岸和田市長。部下の女性検事への準強姦性交罪で刑事告訴された大阪地検元検事正。など多数の事件が報道され、しかも加害側は、誰もが「開き直り」ともとれる態度で加害を認めようとしていません。

中居氏の件で報告書は、「フジテレビ役員らが性暴力への理解を欠き、被害者救済の視点が乏しかった」とも指摘し、被害女性に寄り添わず、中居氏の出演を継続させたことは、「二次加害にあたる」としています。組織的にもみ消しですが、これにはジャニー喜多川氏による性加害事件にも共通するメディアの忖度と隠蔽体質があります。これはメディア全体の共通課題です。二〇二五年日本の「報道の自由度」ランキングは六六位、G7主要七か国の中では最下位です。発表した「国境なき記者団」は日本について、記者クラブ制度が「自己検閲のほか、フリーランスや外国人記者に対する差別に繋がっている」としたほか、政治的な圧力やジェンダー不平等によつ

て「番人としての役割を果たせなくなっている」と指摘しています。圧倒的な力を持つ権力に対してメディアが番人として監視役になっていない、むしろ加担することは、既述した性教育バッシングとも重なります。

相次いで世間を騒がした性暴力事件とその後の不適切な対応の背景には、圧倒的な性の知識不足があります。加害者はもちろん、周囲の関係者（とくに中高年男性）、おともも全て「包括」して性の権利保障の包括的性教育を十分に学ぶ必要があることを示唆しています。

5 学びの1歩を

しかし、日本では性の学びを「寝た子を起こす」と曲解する言葉もあります。「ガイダンス」の調査データでは包括的性教育によって「初めての性的関係に慎重になり、無防備な性行動を減らす。意図しない妊娠と性感染症を減らす。ジェンダー平等の認識を高め、性暴力を防ぐ」という効果が実証されています。包括的性教育で、性はより慎重に、より安

全に、よりジェンダー平等になるのです。

むしろ学ばないからトラブルがあり、世界のジェンダーや性的権利の進歩からも取り残されるのです。それを見ていきましょう。

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は二〇二四年一〇月二九日、日本政府に対する勧告を含む「最終見解」を出しました。その中には四度目となる「包括的性教育」の実施を求める勧告があります。その他にも以下のような勧告がありました。

* 女性の結婚後も旧姓を保持できるよう、夫婦の姓の選択について法改正する。

* 同性婚を可能とするよう法改正する。

* 人工妊娠中絶に必要とされている配偶者の同意要件を削除する法改正をする。

* 一六歳から一七歳の少女が避妊法を利用する際に親の同意が必要との要件をなくす等、緊急避妊を含め、避妊への十分なアクセスを提供する。

* 女性について国会議員に立候補する際の供託金三〇〇万円を減額し、意思決定に女性を増やす。

* 沖縄の女性への性暴力を防止し、加害者を適切に処罰する。

これら、日本への勧告の特徴は根幹に関わる指摘が多いことです。

また世界経済フォーラム(WEF)による二〇二五年「Global Gender Gap Report」で、日本は一四八カ国中一一八位で、前年と同順位でした。総合スコアは〇・六六六で前年(〇・六六三)からわずかに上昇しましたが、G7(先進主要七カ国)では、英国(四位)、ドイツ(九位)、カナダ(三二位)、フランス(三五位)、米国(四二位)、イタリア(八五位)に大きく引き離されて最下位でした。

遅れる性教育に関してはCEDAWだけでなく国連子どもの権利委員会の勧告(二〇一九)においても、「思春期の女子および男子を対象とした性と生殖に関する教育が学校の必修カリキュラムの一部として一貫して実施されること」が、日本政府に対して強く求められています。『ガイダンス』では、包括的性教育プログラムが、「整えられた学校環境の中で、十分なトレーニングを受け支援された教員によって提供されるべき」で「学校を基盤としたプログラムがコミュニティ的な要素によって補完されているときに最も強い影響がある」と家庭や地域と学校との

協働で効果は高まることが報告されています。子どもたちのため、教員だけでなく全てのおとなに性の学びがより重要になっています。「一人の百歩より百人の一步」が大事です。子どもたちの幸せのため、まず一步を踏み出しましょう。

学びの参考に役立つウェブサイトを紹介しておきます。

- ・「人間と性」教育研究協議会
<https://www.seikyokyo.org/> ◎超おすすめ
- ・ココカラ学園
<https://kids.yahoo.co.jp/sei/>
- ・つながるBOOK
(jipa.or.jp) <https://www.jipa.or.jp/tsunagarubook/>
- ・セクソロジーSEXOLOGY <https://sexology.life/>
- ・国際セクシュアリティ教育ガイダンス
<https://sexology.life/world/igse/>
- ・セイシル：ティーン性のいたる所 <https://seicil.com/>
- ・ピルコン悩み学びサイト <https://pilcon.org/help-line>
- ・まるっと！女性の健康教育プログラム
<https://maruto-woman.jp/product/>
- ・命育
動画サイト <https://meiku.com/>
- ・AMAZE(性教育動画) PILCON
<https://pilcon.org/activities/amaze>

ホントはいい教育がしたいのに②

「給特法改正」は教職員のためになっているのか

特集2

「教育」はただのサービス業なのか…

ひろば編集長 相模 光弘

教育研究者の鈴木大裕さんは最近、『崩壊するアメリカの公教育〜日本への警告〜』(岩波書店)に次いで、『崩壊する日本の公教育』(集英社新書)を出版された。

今から約二〇年前…、学校現場では中堅教員の長期研修として「一般企業に出向して従業員として働く」というものが始まった。ある教員は、漬物屋に出向して、その経営方法や「お客様」への対応・心遣いや態度を研修しているようだった。それと同じ頃だと思いが、何かの紙面で佐藤学さん(当時東大教授)が「教育は単なるサービス業ではない」ということを書かれていた。私はそのとき、佐藤さんと同じ思い

を抱き、それ以来、この問題意識を持ち続けてきた。「教員」という仕事は、子どもや保護者とかかわり、やりとりをするという点では「サービス業」の側面があるかもしれない。が、その仕事は子どもや保護者の要望にただ合わせて、その要望に沿うようなことをするものではない。私たちの仕事は、その子の成長に何が必要で、その子は今どんな実態で、それにどうかかわってその子の成長を支援していくか…ということを、保護者の考えを聞きながらいっしょに、その子の成長のために努力するというものではないのか…と考えてきた。特集を、そんな思いで読んでいただきたい。